

令和4年12月9日  
福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置（飯舘村）における殺処分の完了について

令和4年12月7日に飯舘村で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、下記のとおり発生農場における殺処분이完了しましたのでお知らせします。

記

1 殺処分完了日時

12月9日 22:10

2 殺処分羽数

103,119羽

※ これまでの104,000羽は生産者からの聞き取りによる概数。

3 その他

- (1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げにもなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 殺処분이完了しましたので、明日以降、発生農場の防疫措置が終了するまでの間、毎日17時の公表はありません。

(お問い合わせ先)

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

総括班 本多

電話024-521-7365 (内線3225)